

紀北町会計年度任用職員（期日前投票事務補助員）募集要領

紀北町選挙管理委員会

選挙時における期日前投票所投票事務従事者（会計年度任用職員（期日前事務補助員））を次のとおり募集します。

応募いただいた方は事務補助員候補として登録し、各種選挙の期日前投票所事務の依頼をします。

ただし、登録されたことにより必ず選挙事務に従事できるというものではありませんのであらかじめご了承ください。

1 業務内容

期日前投票所における投票事務に従事していただきます。主に投票者の案内、投票受付、投票用紙の交付、その他投票事務の補助を行います。

2 応募資格

- ・紀北町在住の満 18 歳以上の方で、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- ・選挙の重要性を認識し、公正に選挙事務を行い、投票の秘密を守ることができる方
- ・パソコンの操作ができる方

3 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 25 日（木）

4 従事期間・従事時間

期日前投票所開設期間のうちで、割り当てられた日時
午前 8 時 30 分から午後 8 時の間

5 報酬

1,087 円（1 時間あたり）※令和 8 年度予定額

6 応募方法

「期日前投票事務補助員登録申込書」に必要事項を記入し、写真貼付のうえ、紀北町選挙管理委員会事務局に持参又は郵送（令和 8 年 6 月 25 日必着）により提出してください。

持参する場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間（正午から午後 1 時までを除く。）にお越しください。

郵送する場合は、募集期間内に紀北町選挙管理委員会事務局に到着するよう

に発送してください。

なお、「期日前投票事務補助員登録申込書」は、町ホームページからダウンロードしていただくか、本庁総務課内紀北町選挙管理委員会事務局又は海山総合支所総務室で配布しています。

7 選任方法

・登録申込書を提出された方は、別途、面接を行います。ただし、勤務経験のある方は、勤務実績をもとに選考します。

- ・採用が決定した方は、紀北町選挙管理委員会が管理する名簿に登録します。
- ・選挙が実施されるごとに勤務の可否について確認させていただきます。
- ・勤務可能であれば勤務日等を調整したうえで、当該選挙の期日前投票事務補助員として任用します。（勤務日数や時間はご希望に沿えない場合があります。）

8 登録期間

登録は本人から登録抹消の申し出がない限り 令和 10 年 9 月 30 日まで 続きます。登録後に登録の抹消を希望される方は、「期日前投票事務補助員登録抹消申出書」を紀北町選挙管理委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。ただし、町外への転出等により紀北町に住所を有しなくなった場合や、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当することとなった場合は、登録を取り消します。

9 提出先

(持参の場合)

紀北町役場本庁 3 階 総務課内
紀北町選挙管理委員会事務局
(三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1)

海山総合支所 2 階 総務室
(三重県北牟婁郡紀北町相賀 495 番地 8)

※持参する場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間（正午から午後 1 時までを除く。）にお越しください。

(郵送の場合)

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1
紀北町役場
紀北町選挙管理委員会事務局

※ 6 月 25 日必着